

重要事項説明書 (医療保険)

大鰐町訪問看護ステーション

大鰐町訪問看護ステーション重要事項説明書

あなた（または、あなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を、説明します。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大鰐町訪問看護ステーションの設置等に関する条例」に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意頂きたいことを説明するものです。

1. 概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	大鰐町訪問看護ステーション
事業所所在地	青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田40番地4
連絡先 相談担当者名	0172-55-6575 管理者 工藤 美奈子
事業所の通常の 事業の実施地域	大鰐町、弘前市、平川市

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	日曜日から土曜日まで
営業時間	午前8時15分から午後5時まで

(3) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	日曜日から土曜日まで
サービス提供時間	午前9時から午後4時まで

2. 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

大鰐町訪問看護ステーションは、利用者の心身の機能の維持回復を図るようその療養生活を支援し、もって利用者及びその家族の福祉の向上に寄与することを目的とする。

<運営方針>

(1) 利用者の可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常

生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。

- (2) 訪問看護の提供にあたっては、主治医や介護支援専門員、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- (3) 自らが提供するサービスの質を評価して質向上を図る。
- (4) 事業の実施にあたっては、契約時にリスク管理を含め、利用者と事業者双方の立場を明確に説明し、サービスの提供に努める。

3. サービスの内容

- (1) 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- (2) 清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナル期の看護
- (5) 苦痛の緩和と看護
- (6) カテーテル等の管理
- (7) 療養生活や介護方法の指導・相談
- (8) その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
- (9) 営業時間の他 24 時間常時電話等による連絡・相談が可能な体制をとり、必要に応じて緊急訪問を行う。

4. 利用料

サ ー ビ ス 内 容	算 定 回 数 等	診 療 点 数
訪問看護基本療養費（週 3 日まで）	1 日につき	5, 5 5 0 円
〃 （4 日目以降）	1 日につき	6, 5 5 0 円
訪問看護管理療養費（月の初日の訪問）	1 回	7, 6 7 0 円
〃 （2 日目以降）	1 日につき	2, 5 0 0 円

5. サービスの加算料金

加 算 項 目	加 算 料 金
特別管理加算（Ⅰ）	5, 0 0 0 円／月
特別管理加算（Ⅱ）	2, 5 0 0 円／月
緊急訪問看護加算（月 1 4 日目まで）	2, 6 5 0 円／日
緊急訪問看護加算（月 1 5 日目以降）	2, 0 0 0 円／日
難病等複数回訪問加算	2 回 4, 5 0 0 円／日 3 回以上 8, 0 0 0 円／日

長時間訪問看護加算	5, 200円／週
退院時共同指導加算	8, 000円／回
退院支援指導加算（難病等の方）	6, 000円／回
在宅患者連携指導加算	3, 000円／月
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2, 000円／回
24時間対応体制加算	6, 800円／月
ターミナルケア療養費	25, 000円
情報提供療養費	1, 500円／月
複数名訪問加算	4, 500円／日

※特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- （１）在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- （２）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理
- （３）人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- （４）真皮を超える褥瘡の状態
- （５）点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算は（Ⅰ）は（１）に、特別管理加算（Ⅱ）は（２）～（５）に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは１日）以上ターミナルケアを行った場合に算定します。（ターミナルケアを行った後、２４時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含みます。）

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- （１）多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る））、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- （２）急性憎悪その他当該利用者の主治医が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。

※看護・介護職員連携強化加算は、たん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画作成の支援等を行った場合に算定します。

※複数名訪問加算は、複数の看護師が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に算定します。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている利用者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を超える場合、訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。

6. 交通費

当ステーションでは、下記の交通費をいただきます。

大 鰯 町 内	2 1 0 円
大 鰯 町 外	3 1 0 円

7. その他の利用料

死 後 の 処 置 料	5, 0 0 0 円
1 時間 3 0 分を超えて行うサービス	1 時間 3 0 分を超える 3 0 分毎に 1, 5 0 0 円
営 業 時 間 外 に 行 う サ ー ビ ス	1, 5 0 0 円／3 0 分

8. 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

①請求方法等

- ・利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。
- ・上記に係る納付書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者宛で郵送または訪問時に手渡し致します。

②支払い方法等

- ・利用明細書と内容を照合の上、請求月の翌月末日までに指定の納付場所でお支払いください。
- ・納付書は必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※利用料、その他の費用の請求及び支払いについて、正当な理由がないにも関わらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払

いが無い場合には、サービス提供一部または全部を停止します。

9. 虐待の防止について

ステーションでは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 工藤美奈子
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 訪問看護師に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該訪問看護師又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び地方公務員法第34条に基づき、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②ステーション及び訪問看護師は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後においても継続します。

(2) 個人情報の保護について

- ①ステーションでは、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、個人情報を用いません。
- ②ステーションは、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録等）については、善良な管理者の注意をもって管理します。また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ステーションが管理する情報については、利用者の求めに応じて、その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

11. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者 に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指

定する連絡先にも連絡します。

1 2．事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合、また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、ステーションは、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保 険 名：あんしん総合保険制度

1 3．身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 4．心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 5．サービス提供の記録

- ①指定訪問看護の実施毎に、そのサービスの提供日、内容等を、サービス提供の終了後に記録します。
- ②サービス提供の記録は、契約終了の日から5年間保管します。
- ③利用者は、ステーションに対して、ステーションの保有する利用者等に関する情報の開示請求ができます。

1 6．衛生管理等

- ①訪問看護師の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 7．サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付

＜苦情申立の窓口＞

その他、町立大鰐診療所内に投書箱を設置しております。

利用者氏名